奄美市立地適正化計画（令和７年度改定案）【概要版】

１．計画策定にあたっての現状整理

１）居住環境に関する特徴・課題

本市では、**地形の制約により居住に適した平地部が限られていることが大きな特徴。**

そのため、限られた空間を活用しつつ、**埋立事業等を通じて人口増加に対応**して街を整備した経緯。

今後のまちづくりでも、**土地の有効活用**には継続して取り組む必要がある。

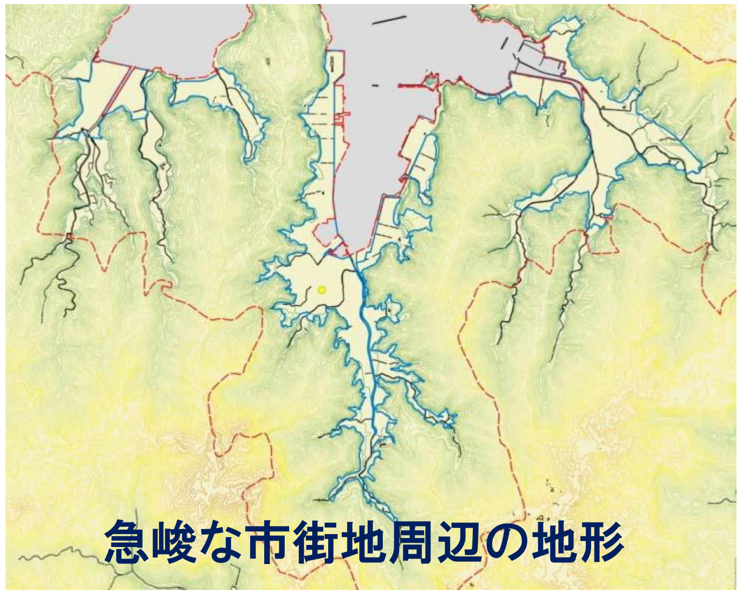

急峻な市街地周辺の地形

２）都市構造に関する特徴・課題

本市市街地では現在は**人口密度が高く維持**されていますが、**今後、人口減・高齢化**が進み、市民・島民への都市的サービス提供が困難になるおそれがある。

一方、**効率的なバス網**が形成されていること、**公営住宅が多い**などの特徴がみられる。

市人口の推移

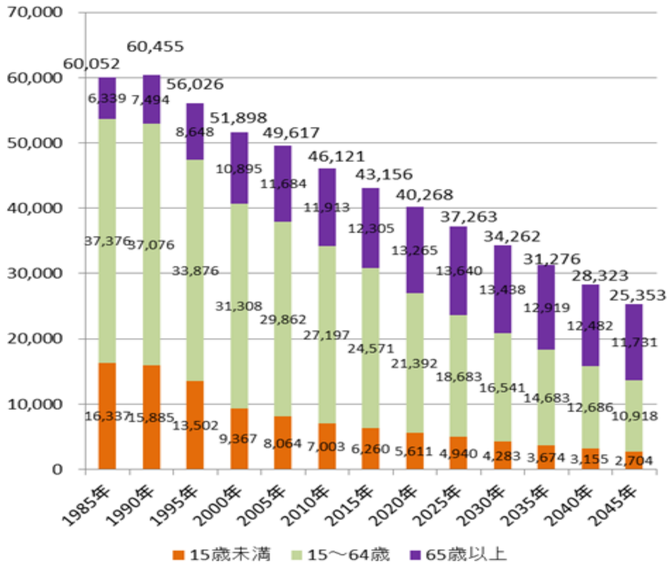

３）コミュニティ・つながりに関する特徴・課題

人口増加の時代に多くの市街地整備を進めながらも、**集落の文化・コミュニティが現在に至るまで維持**されており、それが観光の資源となっているとともに、今後の**地域課題の解決に寄与**するものと期待される。

小宿地先埋立前(1977 年)

埋立後(2012年)

(既存集落に隣接した埋立)

４）都市の成長・持続に関する特徴・課題

本市は経済的に観光産業に頼る部分が大きく、観光客も引き続き増加基調にある。

長期的に人口減少分をカバーするため、集落・自然を活かし、都心再生を通じて、**交流人口を活用**することが必要になる。

産業分類別就業人口割合 （宿泊･飲食業割合高）

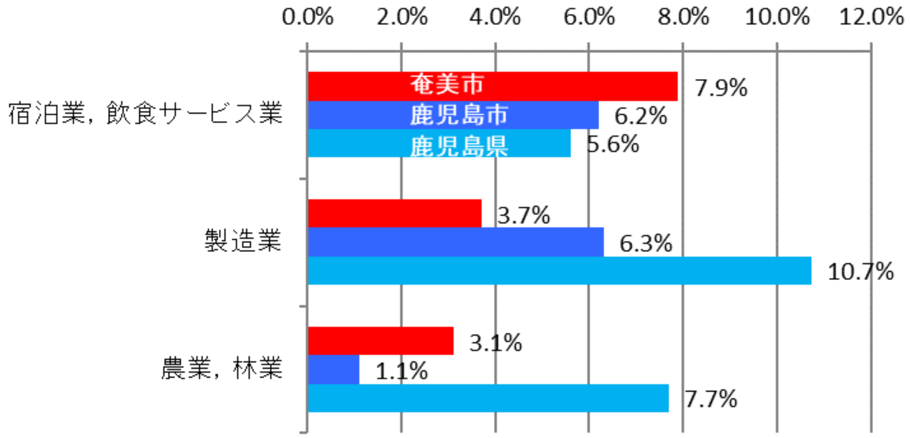

2．立地適正化計画の基本方針

現況課題

＊都市計画区域の3/4が山林。

地形の制約により限られた平地部

- 過去の人口増加の時代⇒単純な農地転換、山間部の開発が困難
  - 沿岸の埋め立て、集落を包含した区画整理により対応してきた経緯
  - ＊用途地域の約5割が区画整理事業、約2割が埋立事業で整備
- 狭い住宅環境の改善が積年の課題 ＋ 昭和30年大火からの再生⇒現在都心部は老朽化
- 用途地域外での新規立地・開発は限定的。拡散しにくい街となっている
- 津波・土砂災害の危険個所が平地にも分布
  - 住まいの確保のため、危険性に対応しながら、平地を活用し続けることが必要

＊現用途地域は、名瀬、小宿、朝仁、大熊、仲勝などの集落を包含

入り江ごとの集落が独自の文化･コミュニティを現在まで継承

- 中心部（名瀬･上方･下方）
  - 過去の人口増加の時代集落を包含した区画整理等により集落を「まち化」（小宿、大熊、朝仁等）
  - コミュニティ･つながりの残る住みよい集落市街地形成
- ＊奄美の区画整理は、大都市郊外のような、新規住民のまちのための郊外開発の役割ではなく、集落の環境を住みよくするための事業であった。その結果、住みよく「まち化」され、コミュニティ･独自文化を継承する集落が現在に至るまで存続している（例　小宿「八月踊り」の継承）
- 郊外（笠利･住用）
  - 都市計画区域外の郊外（笠利、住用）での集落文化が奄美の魅力を形成

4つのまちづくりの方針

方針

居住環境に関する方針

脈々と創り出してきた限られた土地を有効活用し、安全を確保しつつ、良好な住環境に更新していく

⇒平地の安全性の高いエリアは極力有効活用

コミュニティ･つながりに関する方針

中心部（名瀬･上方･下方）や郊外（笠利･住用）での集落コミュニティ･文化･つながりを継承し、活かしたまちづくり

⇒コミュニティを維持する都市構造の継承
⇒コミュニティを活用した地域ごと･集落ごとのまちづくり方策の検討

都市構造に関する方針

人口減少下、今後とも都市機能を島内で保つために、郡都名瀬に都市機能を集約。
バス網で周辺と結び、需要を維持する集約型の都市構造の実現。

⇒都心部の再生･都市機能の集積
⇒都心と周辺をつなぐバス網整序（交通計画）
⇒公営住宅を活用した都市構造の更新

都市の成長･持続に関する方針

人口減少により都市の活力が低下するおそれ。
都心の再生、集落の文化継承等を通じた魅力向上による、交流人口を活用したまちづくり

⇒まちなか整備による観光活性化
⇒ホテル等施設の立地誘導

現況課題

- **効率的なバス網が形成**
  - 名瀬都心への交通アクセスは充実
  - ＊用途地域の8割以上が幹線バス停に近接。
- 島全体の中心「郡都」名瀬
  - 市外を含め多くの島民が利用
- **今後の人口減少の進展**
  - 都市としての必要な人口密度の維持･需要の確保が必要
  - もともと地形制約上、人口密度は高く、将来も一定密度は維持できる見込み
  - ＊用途地域内人口は2015年⇒2040年で約３割の減少
- 老朽化した公営住宅を集約化し、人口集積
- 公務員や社宅入居者も多く、人が入れ替わるため、高齢化しにくい
- ＊公営住宅は全体の15%。全国15位と高い水準。空き室待ちも多い。
- **優れた自然･集落文化**
  - 都心部の老朽化
  - 観光面で魅力ある都心への再生が必要
- **近年の観光客の増加**
  - 世界遺産登録、大型船寄港による増加傾向の継続

2．立地適正化計画の基本方針

課題解決のための施策・誘導方針　~まちづくりのストーリー~

- 奄美市の市街地（名瀬、上方、下方）は、地形に制約された狭い土地で、人口圧力に対しまちが拡散しないように、既存の都市直近や集落を包含して、市街地整備を進めてきた。
- その結果、高い密度の市街地が形成され、各集落の文化・コミュニティも維持されたが、一方で**狭小・老朽化した住宅環境・都市環境**が残され、人口流出にもつながっている。

山際ギリギリまで
開発された密度の高い市街地

市街地の老朽化・密集

今後、高齢化・人口減少が進み、地域の一層の衰退が懸念されるが、それでも一定の密度は維持されること、また充実したバス網、島を代表する郡都としての地位、観光・交流の活性化、継承される文化・コミュニティを背景に、逆に**人口減を街の環境を向上させる好機**と捉え、以下の取り組みを実施していく。

■人口密度の低下を現在の市街地を維持更新につなげ、
都市の再生・住環境の向上に取り組み、街全体の質の向上を図る。

■島独自の自然・コミュニティ・文化を継承・活用するとともに、
観光・交流を武器に、持続する市街地の形成を図る。

■コミュニティ、文化、環境など各集落が異なる特徴を持つため、
各集落に根差した課題解決のアプローチを図る。

課題解決のための施策・誘導方針

高密度・狭い住宅・老朽市街地

島独自のコミュニティ・文化継承

都市・住宅再生による市街地の質の向上

観光交流の活用による持続的な市街地形成

集落・地区ごとの課題解決アプローチ

充実したバス網を軸に集約型の都市構造

優れた自然・文化をもとに交流人口を活用

3．目指すべき都市のすがた　～奄美市の将来像～

立地適正化計画におけるまちづくり方針

- **都市・住宅再生による市街地の質の向上**
- **観光交流の活用による持続的な市街地形成**
- **集落・地区ごとの課題解決アプローチ**

目指すべき都市の骨格構造

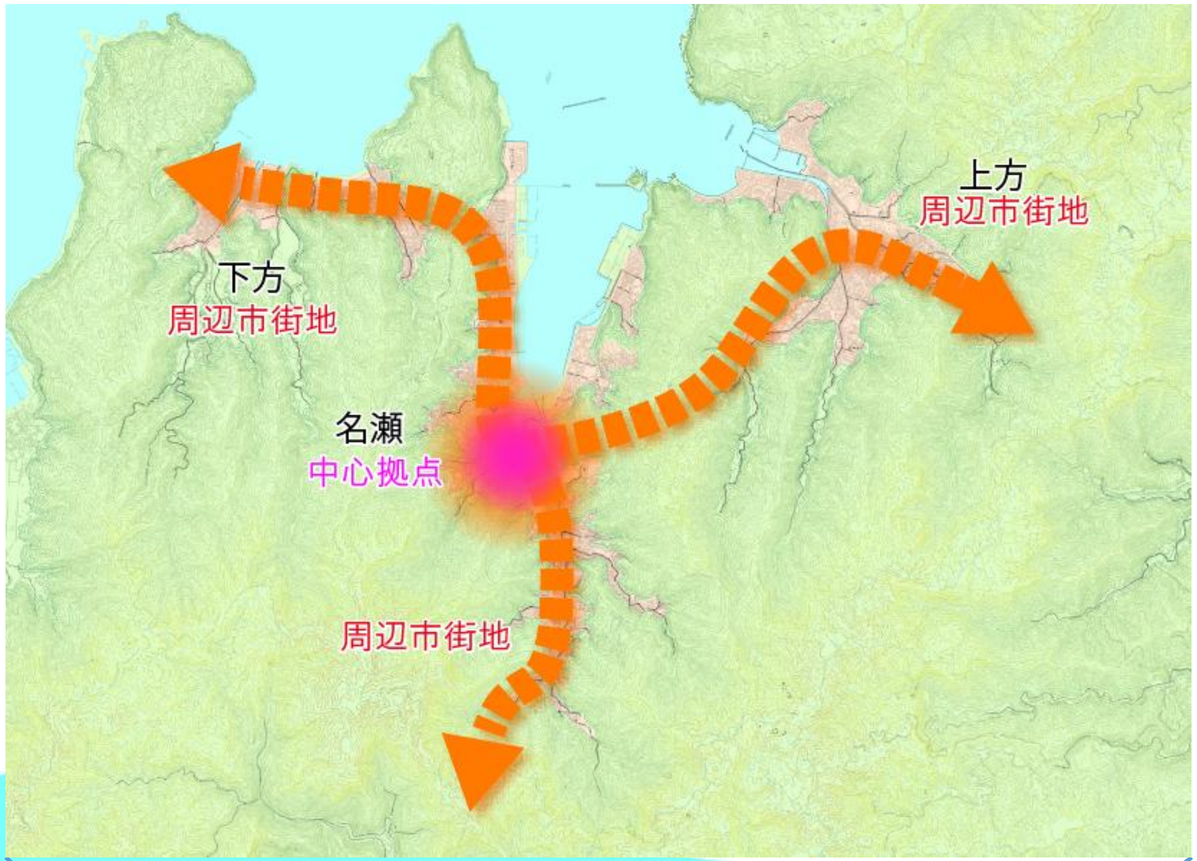

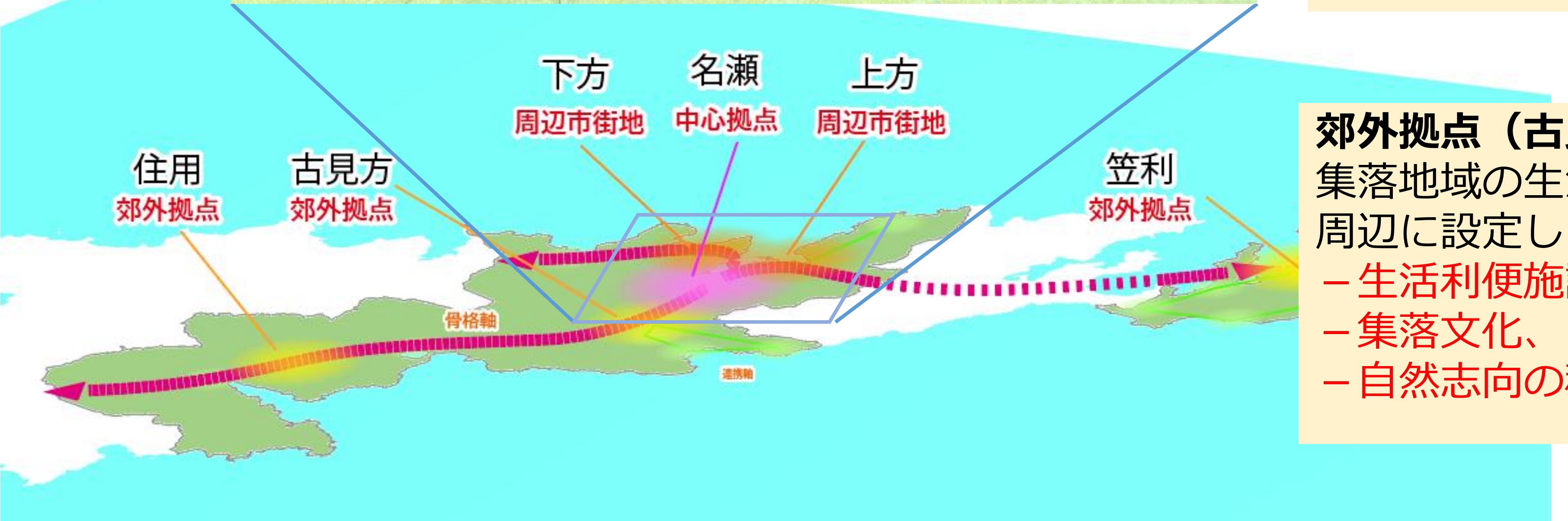

中心拠点（名瀬都心部）
多様な都市機能が集積し、公共交通の利便性の高い中心市街地周辺に設定します。
－市街地更新・機能集積による質の向上
－都心の観光拠点化

周辺市街地
（名瀬・上方・下方市街地）
中心拠点に徒歩や幹線バスでアクセスが容易で安全・コミュニティが確保された市街地として用途地域内に設定します。
－良好な住環境の整備
－利便性・安全性向上にむけた
　地区ごとのまちづくりの展開

集落・町内会ごと・地区ごとのまちづくりの展開

郊外拠点（古見方・笠利・住用）
集落地域の生活を支える拠点として各地区の支所周辺に設定します。
－生活利便施設や公共交通の維持
－集落文化、コミュニティの維持
－自然志向の移住者の受け入れ

４．誘導区域

居住誘導区域の設定の考え方

用途地域

生活利便性のフィルタリング
特に生活に必要な以下の観点から判定
－幹線バス停から300m圏
－店舗（スーパー・コンビニエンスストア）から800m圏
※他施設の分布も併せて確認。

安全性のフィルタリング
土砂災害、津波災害等への安全性を判定
（土砂災害警戒区域などの指定状況
津波浸水シミュレーション結果等）

生活×安全マトリックス

	危険性が低い	一部危険性が残る	危険性が高い
利便性がよい			
利便性に課題			

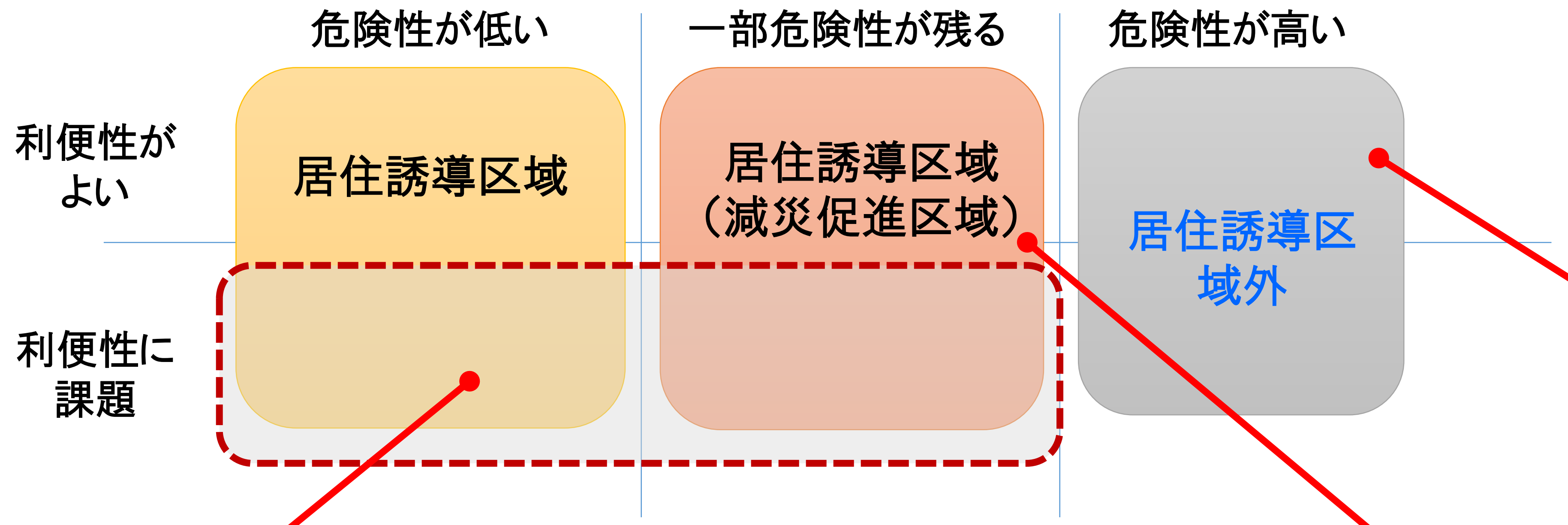

除外
危険性の高い区域
－居住誘導区域から除外
－誘導区域への移転を促進

利便性の改善
利便性に課題がある区域
－居住誘導区域に含む
－個々に状況が異なるため、地区ミーティング（仮）で課題検討

防災・減災対策の推進
危険性の残る区域
－居住誘導区域に含む
－減災促進区域として、防災・減災対策を進める地区に位置づけ

４．誘導区域

生活利便性

生活利便性が確保されるエリア
■幹線的なバス路線のバス停から近い（300m圏内）　もしくは
■店舗（スーパー・コンビニエンスストア）が徒歩圏（800m圏内）
（コミュニティの観点から町丁目単位で設定。部分的に対象なら区域内とする。）

×

安全性

「都市計画運用指針」に基づき以下のような区域を、危険性が高いエリア、一部危険性が残るエリアとして位置づけ。

危険性が高いエリア
■居住誘導区域に含まない区域（農用地区域、自然公園特別地域等）
■原則居住誘導区域に含まないこととすべき区域
（土砂災害特別警戒区域等）
■その他

一部危険性が残るエリア
■総合的に勘案すべき区域（土砂災害警戒区域、津波浸水区域等）

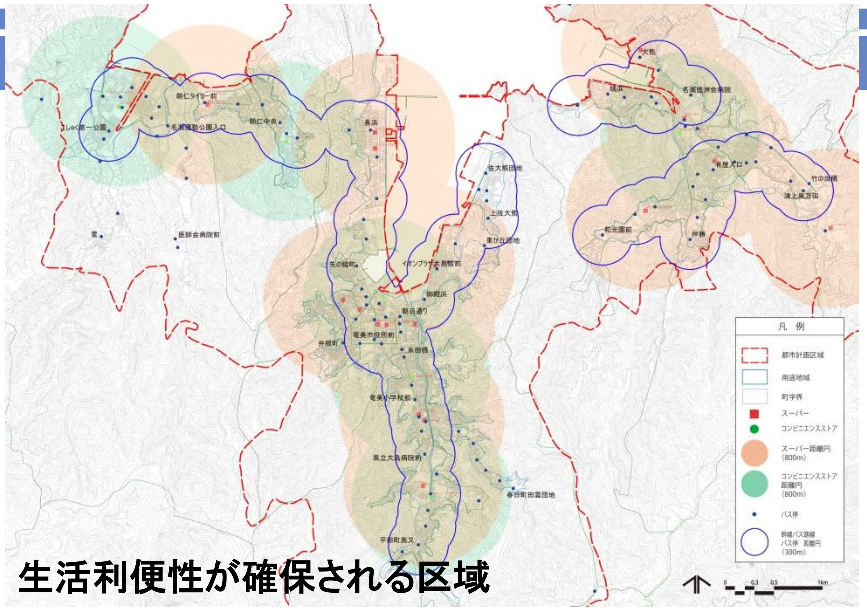
生活利便性が確保される区域

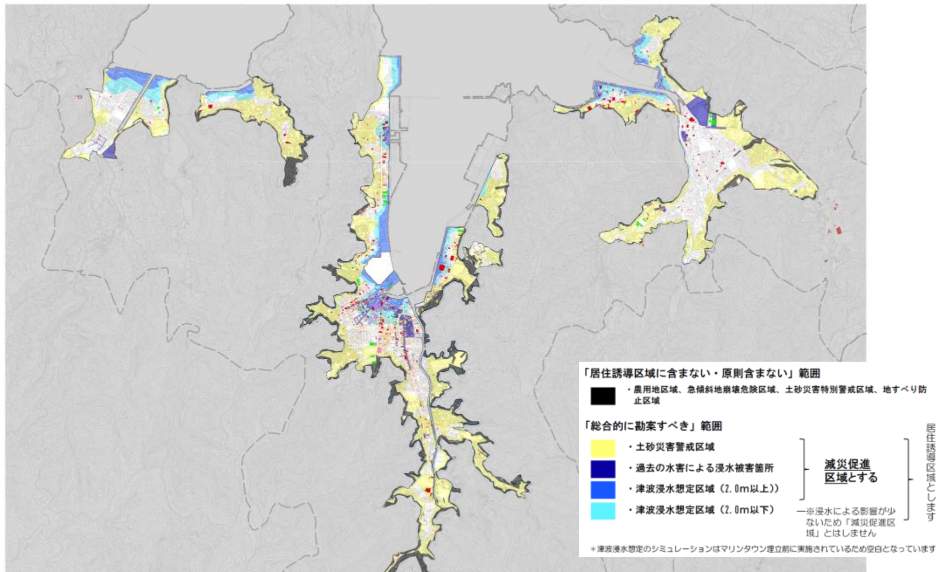
「居住誘導区域に含まない・原則含まない」「総合的に勘案すべき」区域

誘導区域の設定

○　町丁目単位でみると、すべての地区で、バスもしくは店舗へのアクセスが可能であり、生活利便性に著しく劣る地区はないため、原則、用途地域内のすべての地区を居住誘導区域とする。

○　ただし、危険性が高いエリアは除外、一部危険性が残るエリアは減災促進区域とする。

○　さらに、各地区内には、例えばバスにはアクセス可能だが店舗はないなど、十分に利便性が確保できているとはいえない場所もある。
そのため、今後、地区ミーティング（仮）等を実施し、住民目線で課題を捉え、地域のコミュニティ等も活かしながら、まちづくりの取り組みを進め、利便性の改善等に努めていく。

４．誘導区域

「都市機能」の分類

●本計画では、「都市機能」を高次都市機能／生活機能に分類。
●島の中心である名瀬都心に高次都市機能を集積させ、市街地の機能更新・質の向上・観光活性化を図るため、都市機能誘導区域を設定する。
●生活機能は、広く地域に配置することが望ましい施設として、現時点では、誘導施設には位置づけない。
※ただし、今後、集落ミーティング（仮）等を通して、地域ごとに誘導すべきエリアが見定められれば、随時、誘導区域を指定する。

都市機能の分類

機能	立地	対応
高次都市機能 全市民・観光客が利用	島の中心の名瀬への立地が望ましい	都市機能誘導区域を名瀬に設定
生活機能 各集落・地区住民が利用	各集落・地区への立地が望ましい	今後 地区ごとに誘導を検討

都市機能誘導区域の設定の考え方

名瀬都心の現状確認

■主要な都市機能が集積（医療、福祉、商業等）
■各地域から名瀬にバス路線が集まる構造。いずれの地域からも良好なアクセスが確保。

公共交通（幹線バス停300m）

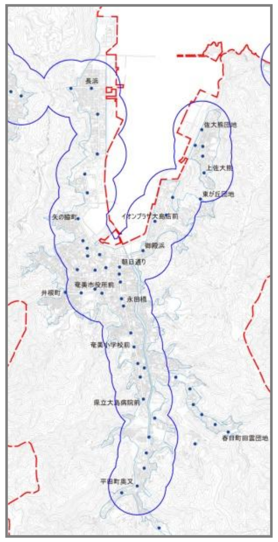

医療施設（500m）

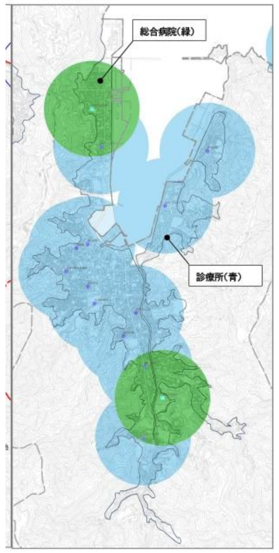

市独自設定の要素を踏まえて区域を設定

名瀬都心に区域を設けることとし、具体的に以下により範囲を絞り込む。

■都心活性化・再生の実績、店舗等集積のある範囲
これまで中心部では、都心部の活性化・再生の取り組みを積み重ねており、歴史的に店舗・飲食店等の集積もある。
これを活かすため、<u>各種の事業の実施箇所・建物利用の状況等</u>から、範囲を絞り込む

■歩いて回れる距離感
歩いて暮らせるまち・観光客の回遊性の観点から、歩いて回れる距離として、1km程度（端から端まで直線距離）を目安として指定。（※面積も用途地域の1割（約50ha）以下を目安）

建物用途・各種事業等

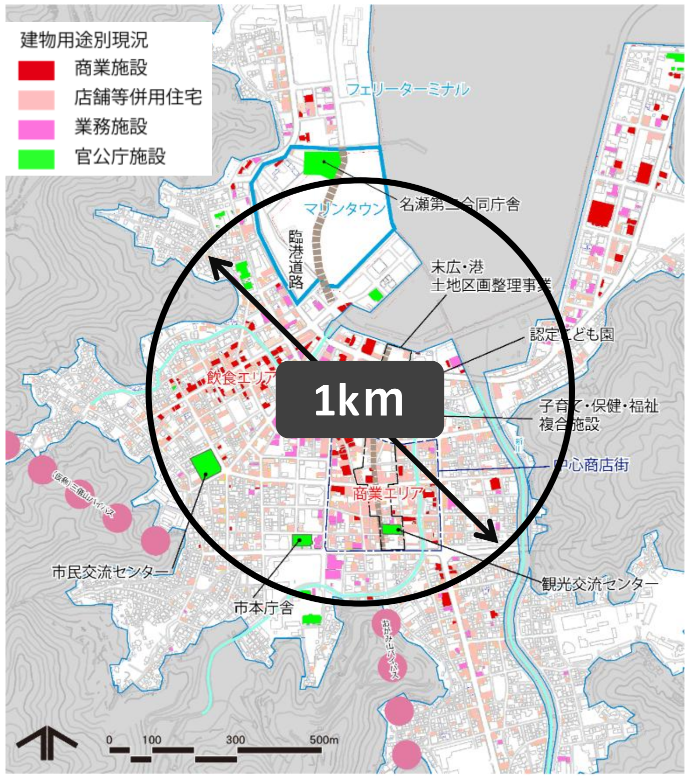

４．誘導区域

■都心活性化・再生の実績、店舗等集積のある範囲
■歩いて回れる距離感

都市機能誘導区域（黒点内　区域面積　39.8ha）

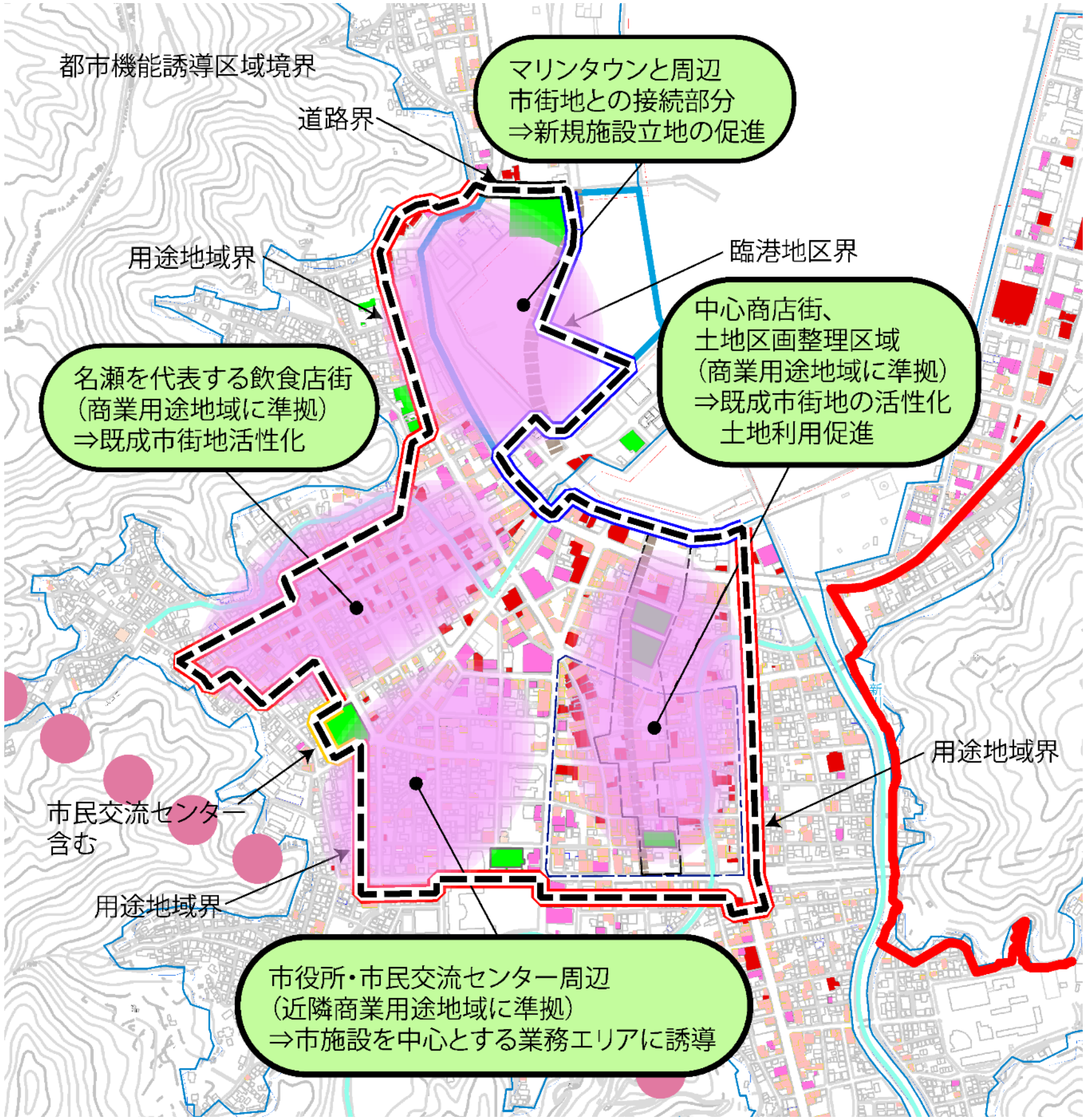

4．誘導区域

居住誘導区域	
	人口減少下においても、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるように一定の人口密度が保たれた、居住を誘導する安全で暮らしやすい区域
減災促進区域＊	居住を誘導する区域ですが、同時に災害リスクの周知をはじめ、減災の取組を積極的に進める区域
都市機能誘導区域	都市全体における高度な都市機能（医療、福祉、商業等）を都市の中心拠点に誘導・集積し、都市サービスを効率的に提供する区域

人口	2015年	2040年推計
居住誘導区域	29,350人	20,232人
都市計画区域	34,182人	－

人口密度	2015年	2040年推計
居住誘導区域	69.8人/ha	48.1人/ha
都市計画区域	1.4人/ha	－

※人口及び人口密度は、計画策定時の算定結果を記載する

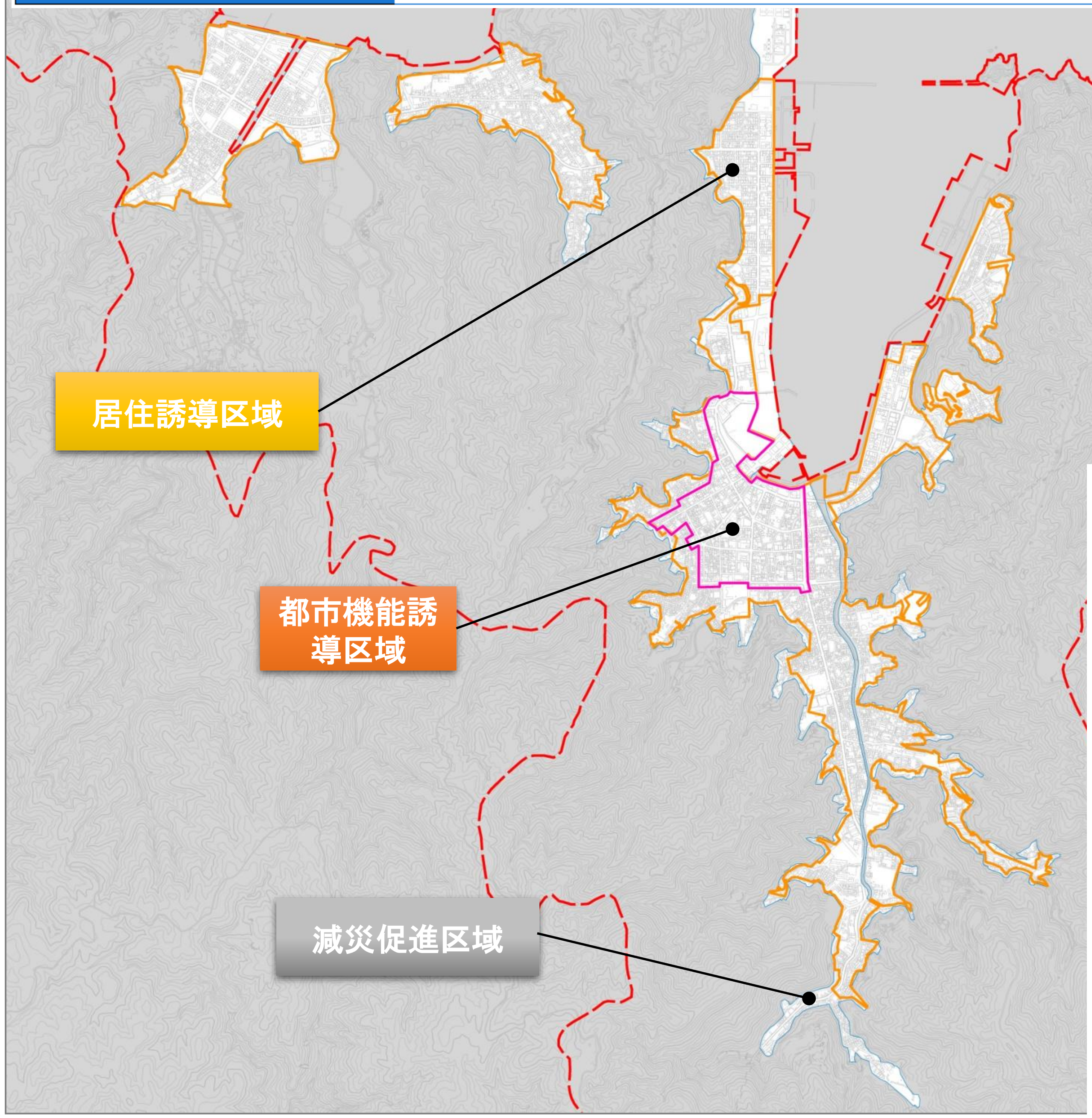

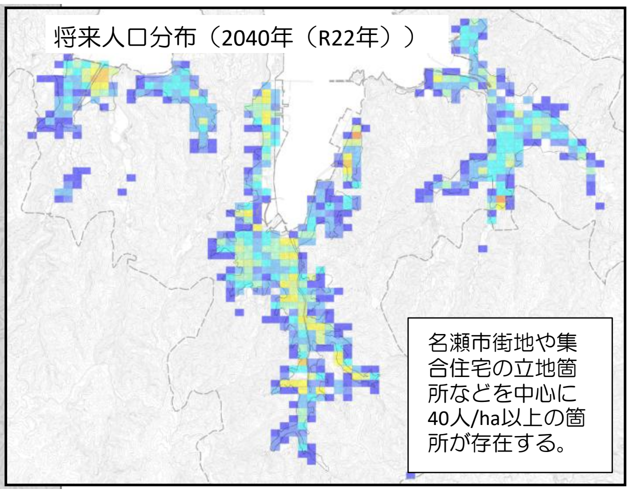

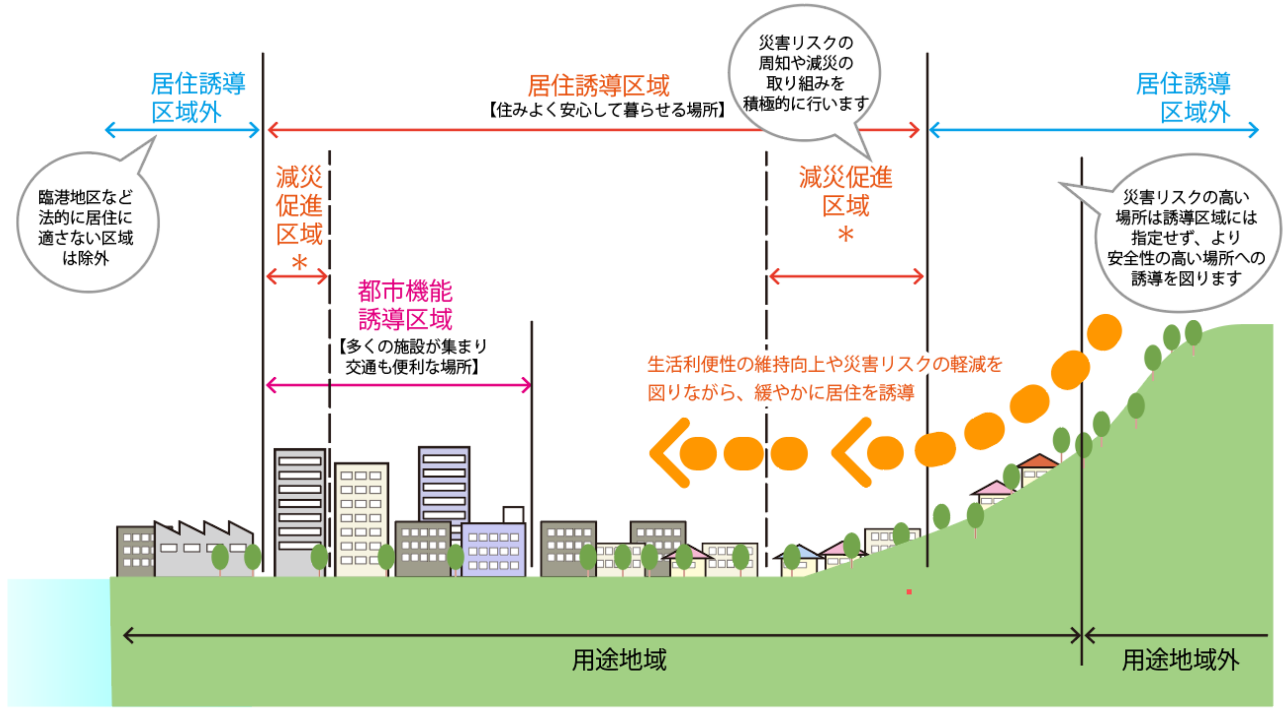

＊印は本市で独自設定するものです。

5．まちづくりの方策

誘導施策と関連指針

■ 誘導施策

1)居住環境に関する誘導施策

誘導施策	取り組み内容
安全・安心な住環境づくり	【災害対策の実施】 【住まいの誘導による災害リスクの軽減（住み替え・建物構造）】 【地域コミュニティの維持】
快適で魅力的な住環境づくり	【地域の魅力向上】 【空き地・空き家の解消】 【公営住宅における民間投資の誘発促進】

2)都市機能に関する誘導施策

誘導施策	取り組み内容
にぎわい・利便施設等の集積	【中心拠点の再整備】 【都市機能・観光活性化機能の誘導】 【施設用地の確保】
まちなか環境の向上（ウォーカブルシティの実現）	【歩行空間の環境整備】 【エリアマネジメントによるにぎわい形成】

3)ネットワークに関する誘導施策

誘導施策	取り組み内容
ネットワーク改善の取り組み（ハード面）	【バイパスの整備】
ネットワーク改善の取り組み（ソフト面）	【公共交通網の維持】 【公共交通サービスの向上】

■ 関連する指針

低未利用地の誘導指針

(1)低未利用地の利用指針
(2)低未利用地の管理指針

公的不動産(PRE)の活用方針

(1)居住誘導における公的不動産の活用
(2)都市機能誘導における公的不動産の活用
(3)ネットワークにおける公的不動産の活用

居住誘導区域等における防災の考え方

誘導施策	取り組み内容
居住誘導区域内	●災害対策の実施 ●災害リスクの周知 ●地区ごとの災害対策の協議 [以下減災促進区域内でのみ適用] ○災害対策の実施 【減災促進区域の建築における条件追加】 ○災害リスクの周知 【不動産取引時のリスク情報提供】
居住誘導区域外	●住宅移転の促進 ●開発等への勧告

5．まちづくりの方策

届出制度

誘導区域内に住宅や都市機能誘導施設を誘導、また立地状況を把握するため、届出制度を設ける。

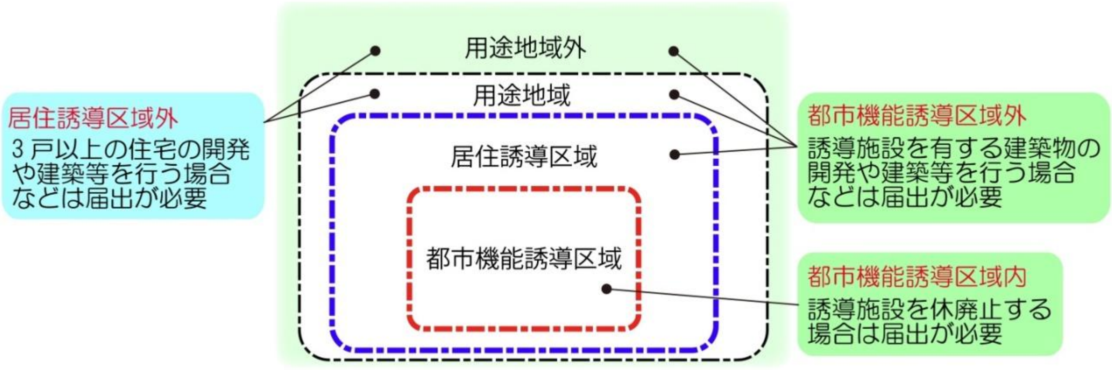

都市機能誘導施設

● 高次都市施設、観光活性化施設を位置づけるとともに、都市機能誘導区域の一部は「“健康づくり”と“子育て支援”の拠点エリア」と位置づけ、保健機能及び子ども子育て支援機能の集約を図る。

● 旅館･ホテルは、ビジネスホテルなどを念頭に一定規模以上の施設を都市型観光の拠点として市街地に誘導する目的で定め、災害発生時における住民の垂直避難など、都市の防災機能を確保する。

● その他の生活機能（コンビニ、スーパー、郵便局等）は、市民の身近に立地することが望ましく、各地域に継続してそれら施設が立地することが必要である。
　そのため、現段階では位置づけないこととするが、集落ミーティング（仮）等を通して、地域ごとに集約化を進め、必要に応じて都市機能誘導区域の追加･都市機能誘導施設への位置づけを検討する。

都市機能誘導施設の考え方

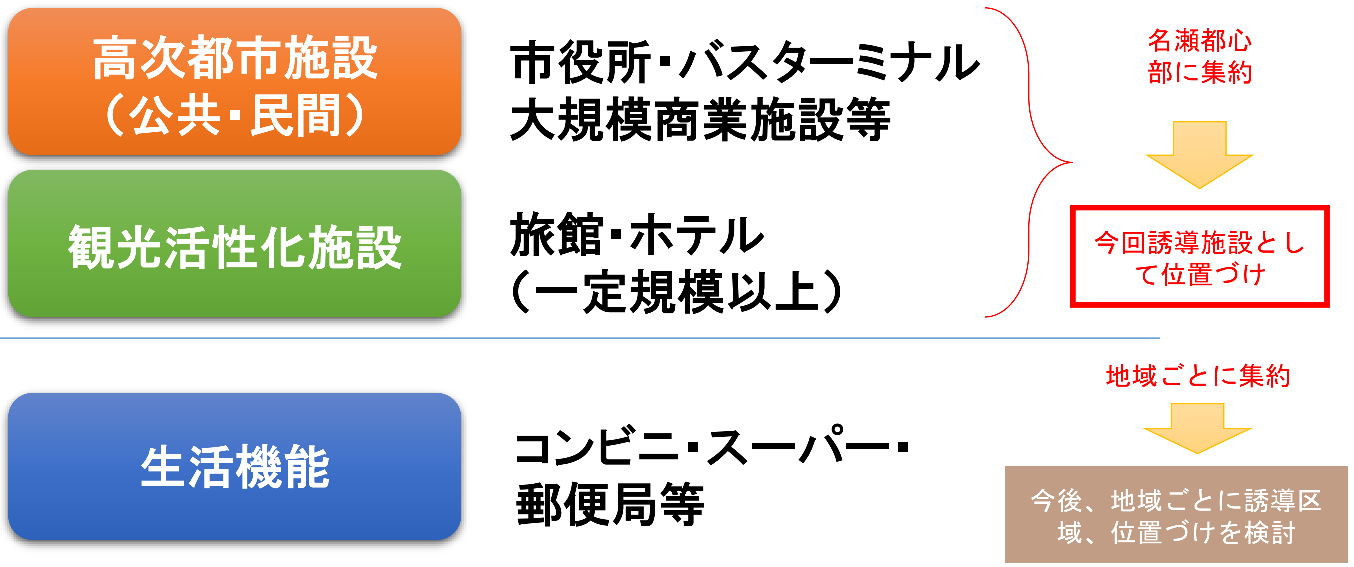

分野	施設	法的な位置づけや規模等
行政	行政施設	・地方自治法第４条第１項に規定する施設 ・消防組織法第 10 条第１項に規定する施設 ・地方自治法第 155 条第１項に規定する施設
交通	バスターミナル	中心市街地内の公共交通の利便性やサービス向上のため集約化したバスターミナル
医療 福祉	子育て・保健・福祉複合施設	・児童福祉法第６条の３第６項及び第７項に規定する事業の用に供する複合施設 ・母子保健法に規定する事業の用に供する施設
商業	大規模商業施設	店舗等の床面積* 3,000 ㎡以上の商業施設（特別用途地区を除く）
金融	銀行等	・銀行法第２条に基づく銀行 ・協同組織金融機関の優先出資に関する法律第２条に定義される協同組織金融機関 ・株式会社商工組合中央金庫法第１条に基づく株式会社商工組合中央金庫 ・上記の代理業を営むもの**
教育 文化	市民交流センター	ホール、図書コーナー等を備えた中央公民館に相当する施設
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第６項に定める認定こども園
観光	旅館・ホテル	旅館業法第２条第２項に規定する旅館・ホテルのうち、床面積 3,000 ㎡以上のもの***

*床面積：大店立地法に規定する物品販売の用途に供　する店舗面積を指す。飲食店業を除き物品加工修理業を含む小売業の店舗における売場、ショールーム等の面積。階段、事務室、荷扱い所等は含まない。
**代理業を営むもの：金融庁の公開している銀行代理業者許可一覧、郵便局銀行代理業者許可一覧、信用金庫代理業者許可一覧、労働金庫代理業者許可一覧、信用組合代理業者許可一覧に掲載されている又は掲載が見込まれるもの。
***第一種住居地域における旅館･ホテルの面積規模を採用する。

5．まちづくりの方策

計画の進捗管理と推進

・本計画はPDCAサイクルを通じて5年ごとを基本に見直しを行う。
・本計画の進捗管理にあたって、計画の指標、目標値を定め、随時指標の達成状況を判別し、計画見直しの目安として活用する。
・計画指標は、まちづくりの方針等に基づく3つの観点について、以下のとおり設定する。目標値は、市人口が減少傾向にあることを考慮し、現状維持もしくは減少を緩和することを目標とする。

PDCAサイクルのイメージ

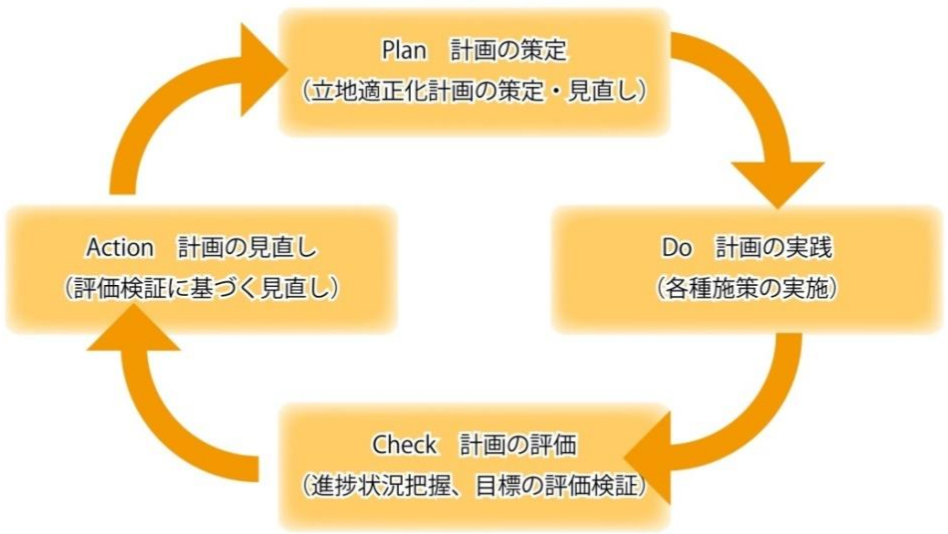

計画指標

	計画指標	基準値	現状値	目標値（2040年度）	備考
①居住環境 コンパクトで住みよい街が形成されているか	居住誘導区域内人口密度	68.9人／ha（2015年度）	66.4人／ha（2020年度）	52.4人/ha	国勢調査ベースの100mメッシュを活用して算定（住宅数による按分値）
②都市構造 使いやすい公共交通サービスが提供されているか	バス等利用者数（輸送人員+定期）	1,055,363人／年（2018年度）	873,536人／年（2024年度）	現状維持	路線バス以外の公共交通（デマンドタクシー等）を含む
③都市の成長･持続 にぎわいのある拠点が形成されているか	都市機能誘導区域内地価	156,000円（2023年度）	161,000円（2025年度）	現状維持	公示地価を活用して算定（区域内地点の平均値）

5．まちづくりの方策

地区まちづくりの推進（地区ミーティング（仮）の実施）

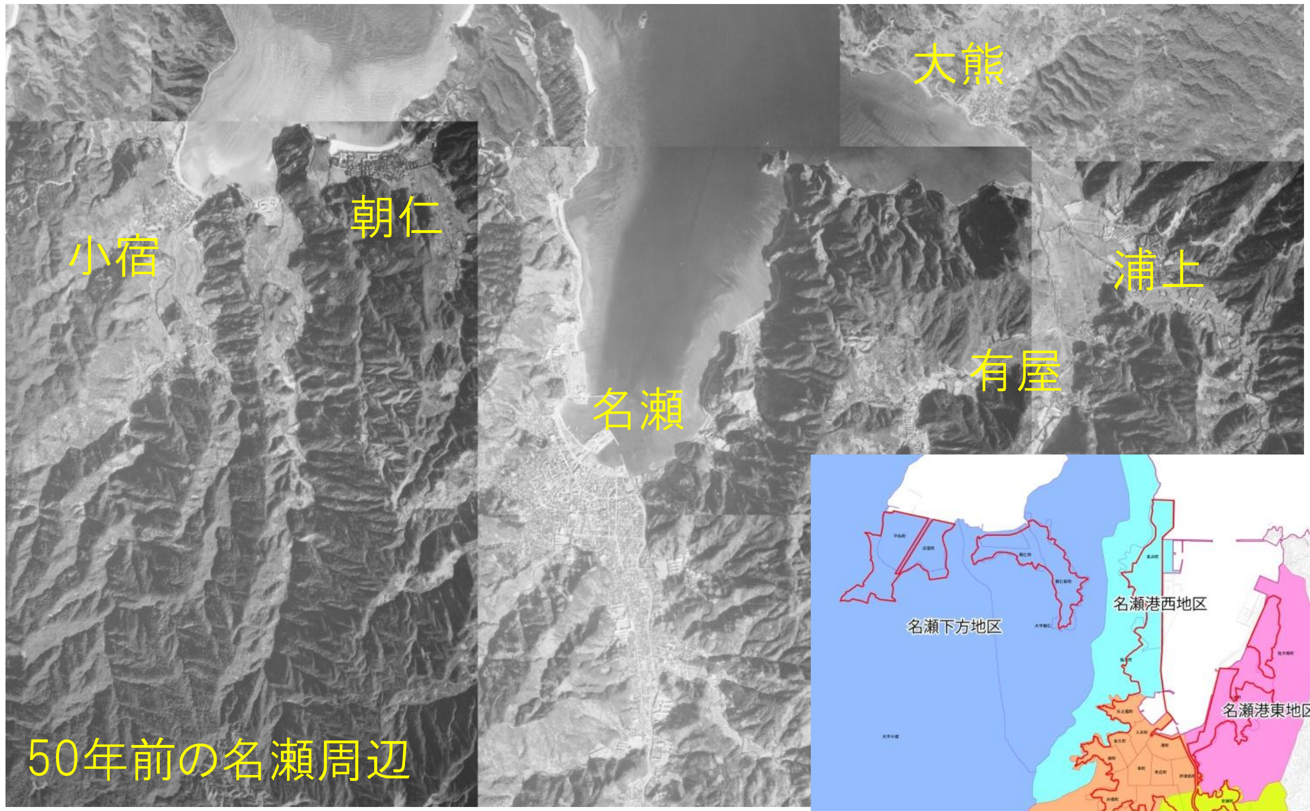

（国土地理院の空中写真（1966年））

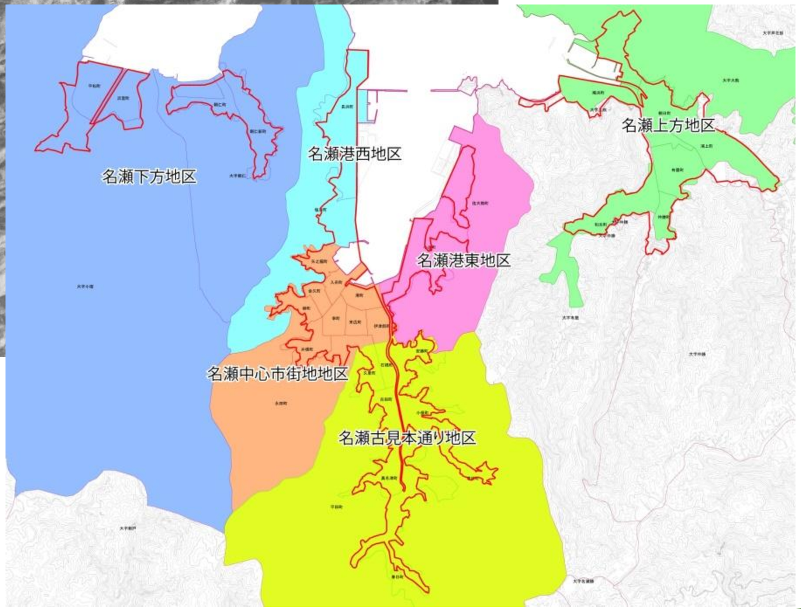

想定する地区の単位

今なお強い地域のつながり

奄美の市街地は、埋め立て･土地区画整理事業などにより整備を進めてきたが、地区ごとに独立性が高く、コミュニティや集落の文化、つながりが、今なお維持。

＋

新たな課題への多様なアプローチが必要

今後、人口減少下において、地域を持続させるため、新たな対応が求められるが、地域の事情により課題やその対応方法は様々。

地区ごとでの課題解決アプローチ

持続可能な地域づくりに向け、市街地全体で規制誘導を行うことともに、集落･地区ごとに、住民の話し合いを通じて、分野横断的に課題解決に取り組む

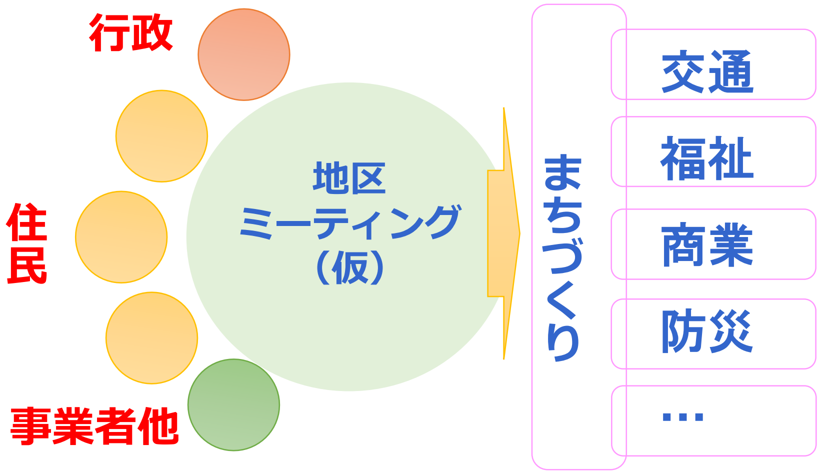

地区ごとのまちづくりの進め方 「地区ミーティング（仮）」

- 地区ごとに将来のあり方を議論。持続可能な地域づくりに取り組む。
- 住民が主体となり、行政や事業者と協力しながら、地元に密着した住民ならではの目線で、課題抽出･解決に取り組む。
- まちづくりをきっかけに、交通、福祉、防災など分野横断的に取り組む。

例）土砂災害への危険性　⇒公営住宅を中心に周辺危険区域の住民移転誘導
　地区･集落の中心衰退⇒行政施設･民間施設の集約、用途･規制変更提案

- なお、コンパクトシティ形成の観点から、当面、名瀬･上方･下方の市街地内において、環境の整った地区･課題の多い地区からはじめていくこととする。

６．防災指針

防災指針とは

● 防災指針は、近年の自然災害の頻発化･激甚化を踏まえ、居住や都市機能の誘導にあたり災害リスクを考慮したまちづくりを進めるため、立地適正化計画に定めるものである。

● 奄美市で想定される自然災害の災害リスクに対し、総合計画や都市計画マスタープラン、地域防災計画等と連携し、対策を進めていく。

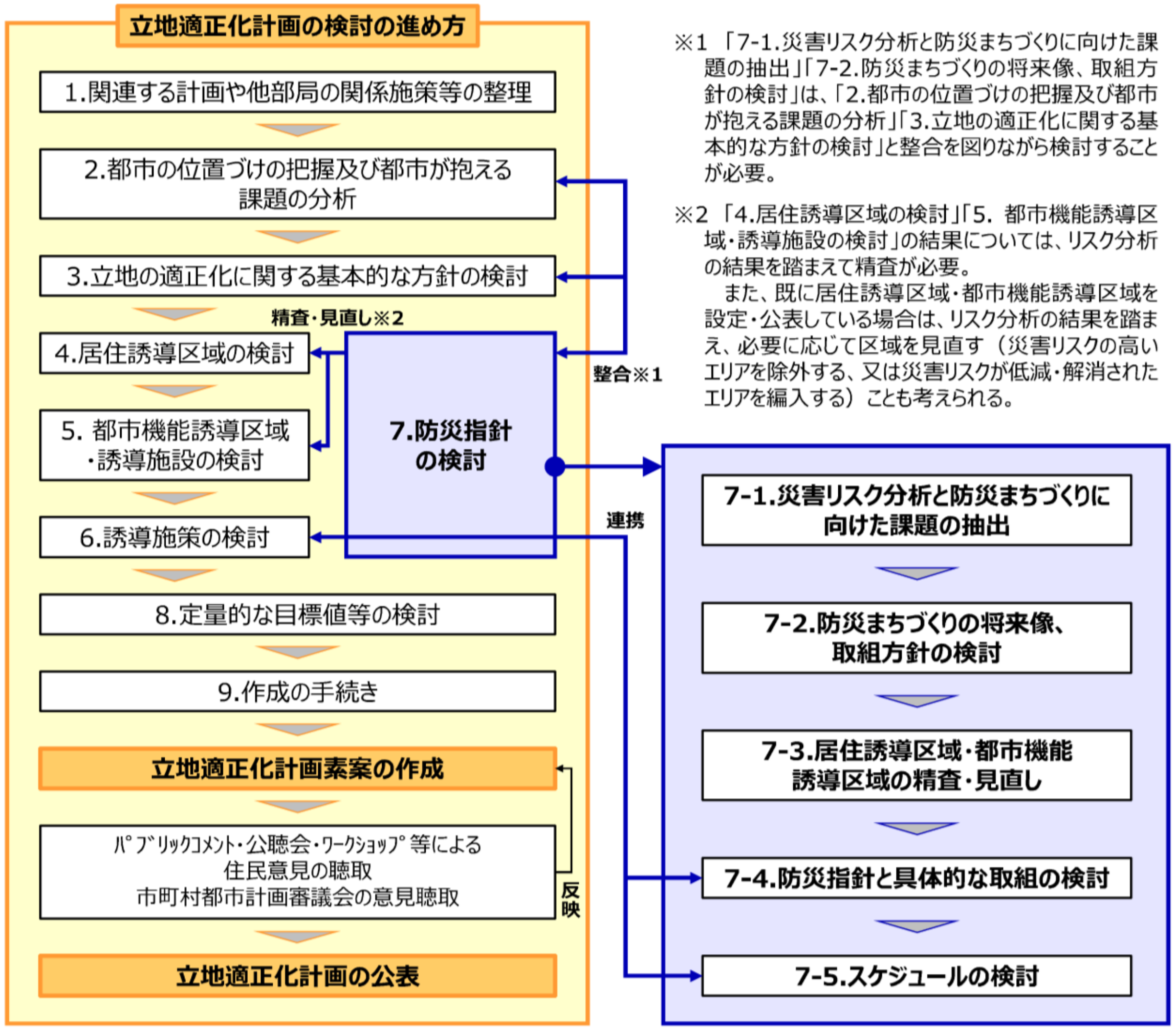

（立地適正化計画の手引き（国土交通省））

過去の災害履歴

● 本市においては、台風、豪雨、高潮、地震、津波などの過去に様々な被害が生じました。

奄美市における過去の津波被害

発生年月	名称	被害規模
1960(昭和35)年５月	チリ地震津波	津波高 4.4m(基本水準面上)

奄美市における過去の風水害被害

発生年月	名称	被害規模（一部）
1990(平成２)年９月	台風 19 号（台風）	住家全壊、半壊（奄美大島全体）
2010(平成22)年 10 月	集中豪雨（大雨）	24 時間降雨量 648 ㎜（名瀬） 住宅全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
2015(平成27)年５月	台風６号（台風）	住家一部損壊
2015(平成27)年６月	集中豪雨（大雨）	住家床下浸水

奄美市における過去の地震被害

発生年月	名称	被害規模（一部）
1911(明治44)年６月	喜界島近海地震	死者 12 名，全壊家屋 422 戸
1970(昭和45)年１月	奄美大島近海地震	築造物、道路の亀裂、家屋の損壊、がけ崩れ

対象とする災害リスクと都市情報

● 居住誘導区域および都市機能誘導区域内の災害リスクを分析するにあたり、本市で想定される「災害種別ごとのハザード情報」と「都市情報」を重ね合わせ、災害リスクの分析を行う。

災害種別	ハザード情報
① 洪水(外水・内水) 洪水予報河川 水位周知河川 その他河川	洪水浸水想定区域（想定最大規模） 〈対象河川〉 新川、浦上川、小宿大川
	洪水浸水実績（平成 22 年）
② 津波	津波浸水想定区域（最大浸水深）
③ 土砂災害	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

×

都市情報
住宅
避難施設
要配慮者利用施設
緊急輸送道路

6．防災指針

災害リスク地区別分析結果（名瀬港湾岸地区）

- 名瀬港と急峻な地形で囲まれた地区で他地区に比べて洪水、津波、土砂災害のリスクが高い状況にある。
- 「水災害の被害指標分析の手引（国土交通省）」によると、浸水深0.3m以上で要援護者、0.5mで一般の避難が困難とされている。本地区の多くが0.5m以上の浸水想定区域に該当する。

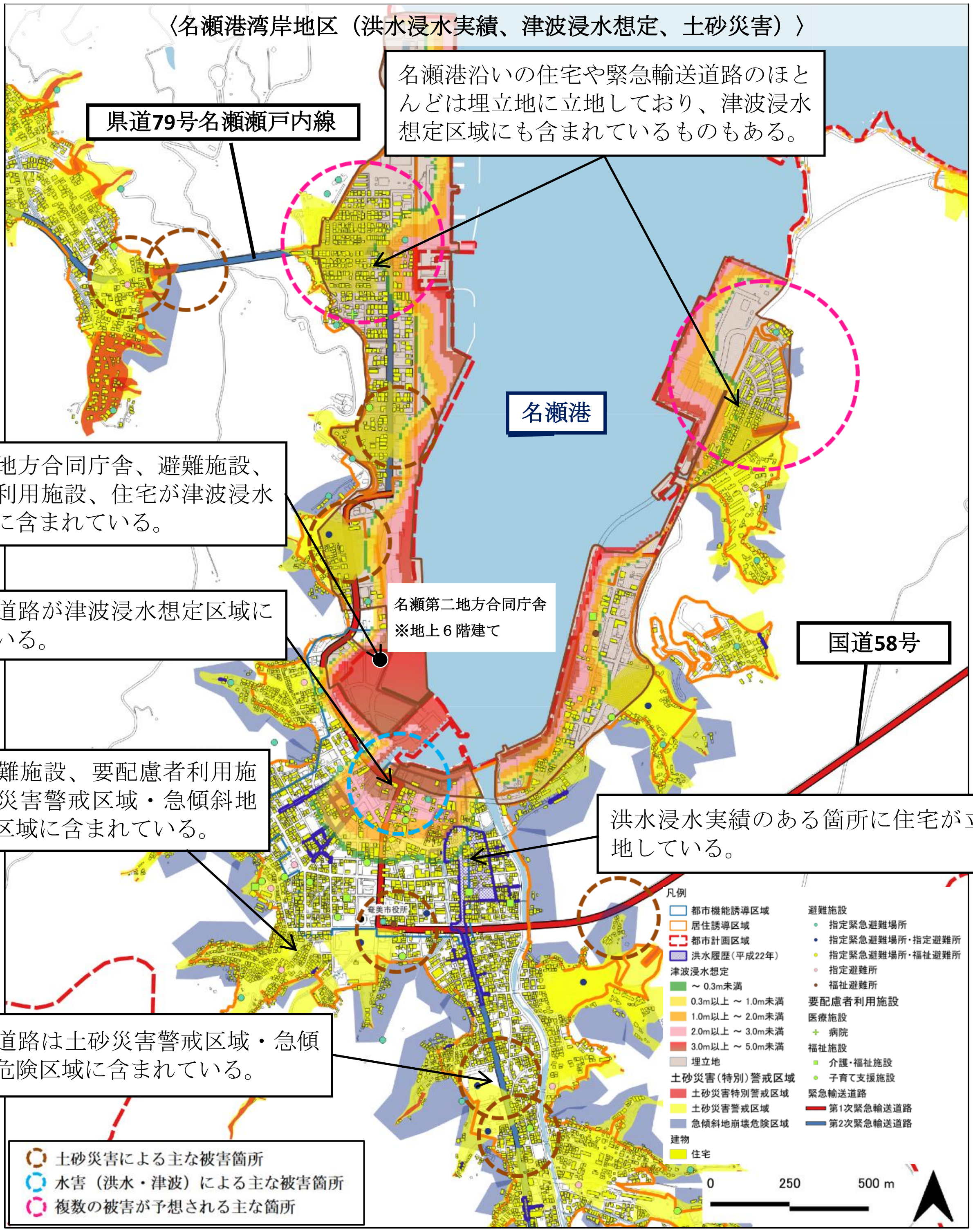

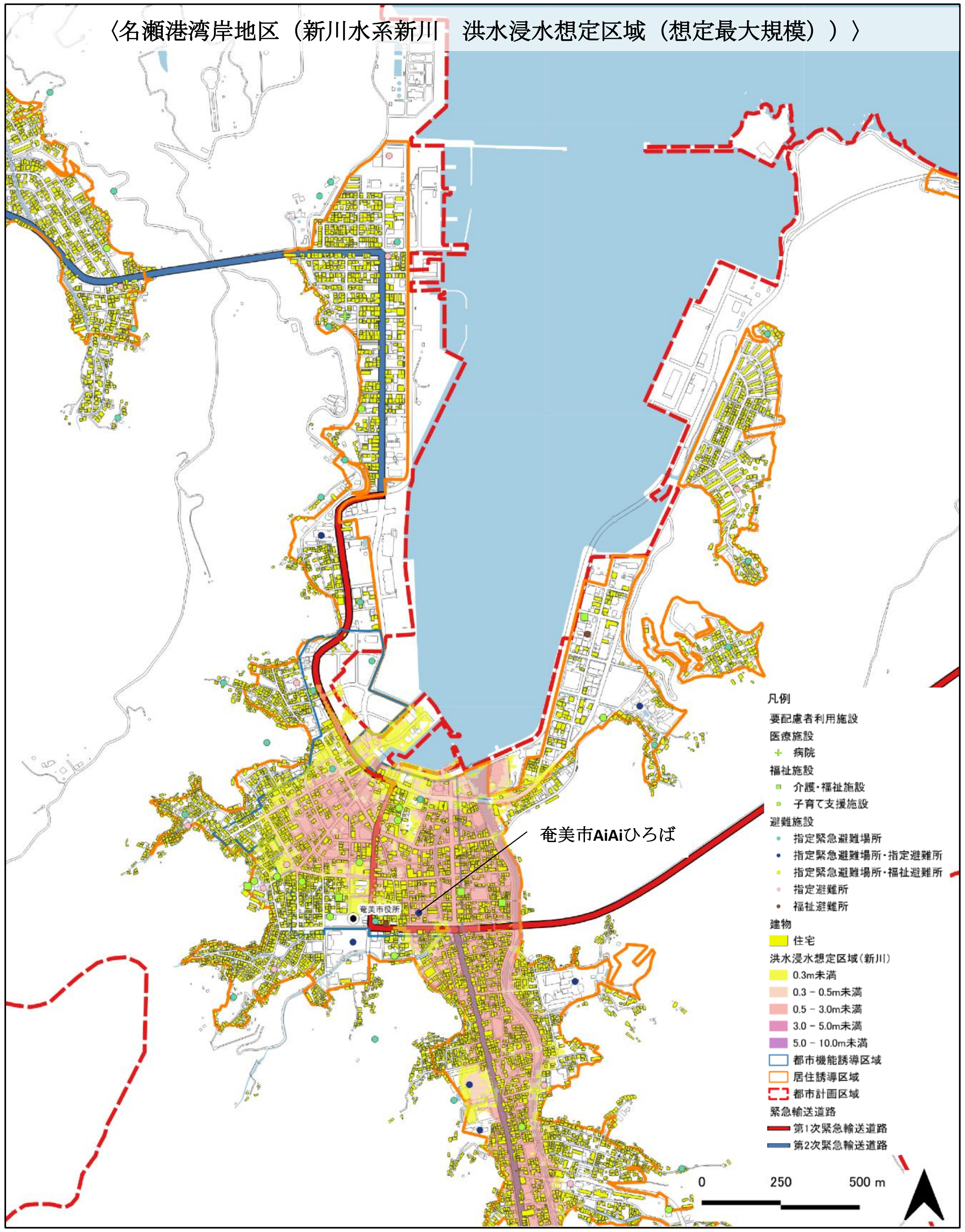

6．防災指針

災害リスク地区別分析結果（名瀬古見本通り地区）

- 平地が少なく、急峻な地形が多いため、土砂災害のリスクが高い地区となっている。
- 平地の大部分が0.5m以上の洪水浸水想定区域に含まれている。

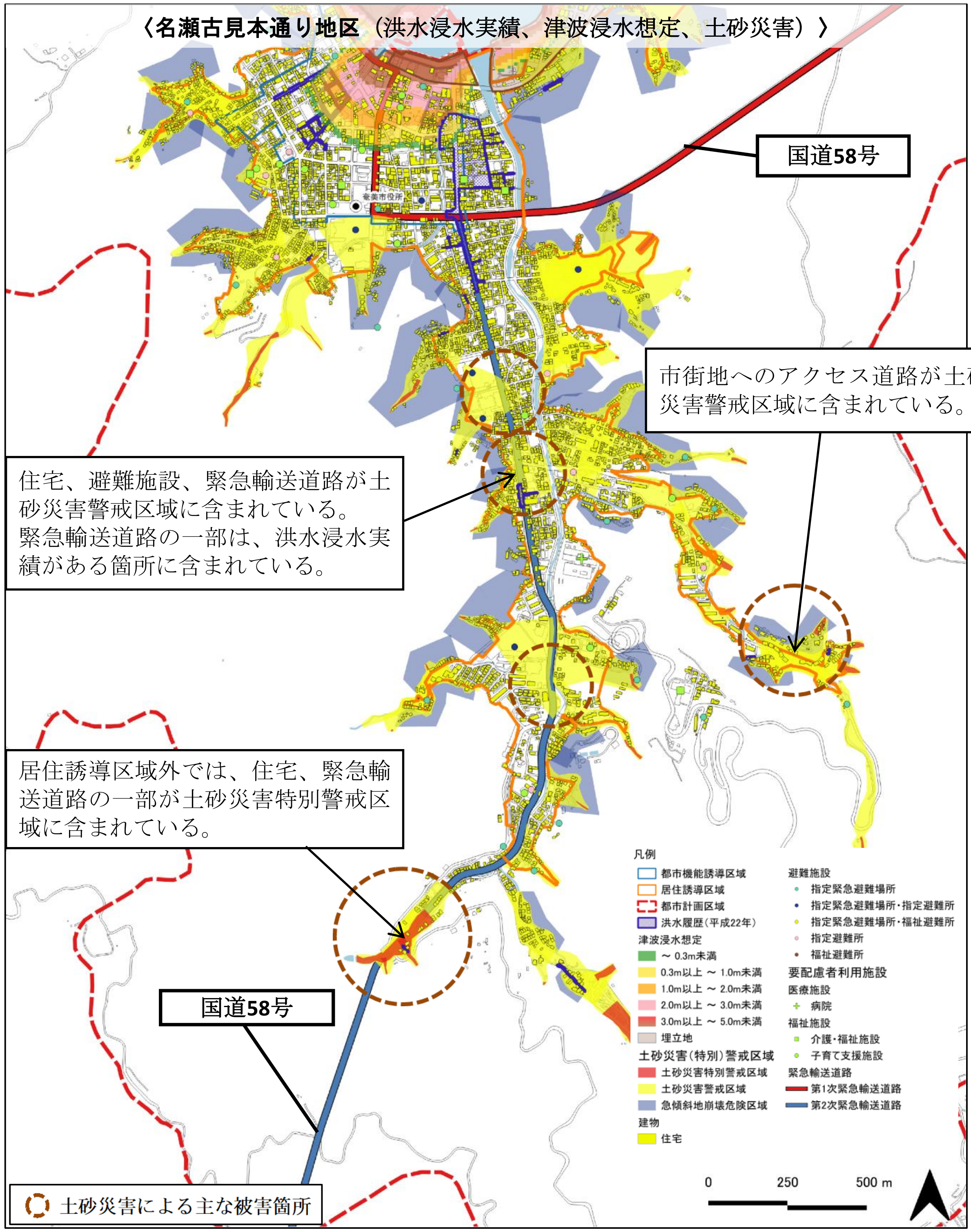

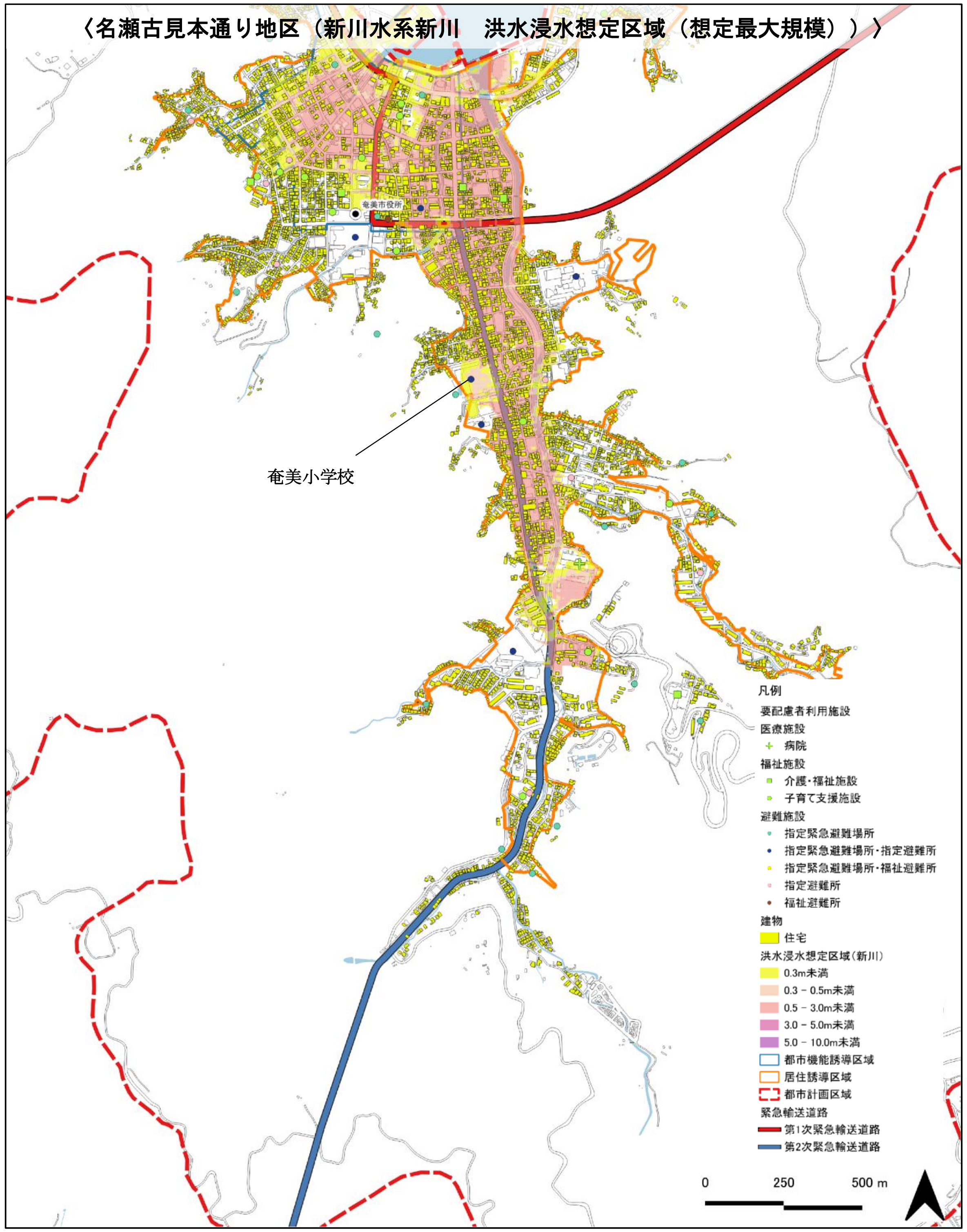

6．防災指針

災害リスク地区別分析結果（名瀬上方地区）

- 大熊漁港と急峻な地形に囲まれ、緊急輸送路である国道58号の大部分が土砂災害警戒区域に指定されている。
- 大熊漁港周辺を中心に、平地の大部分が0.5m以上の洪水浸水想定区域に含まれている。

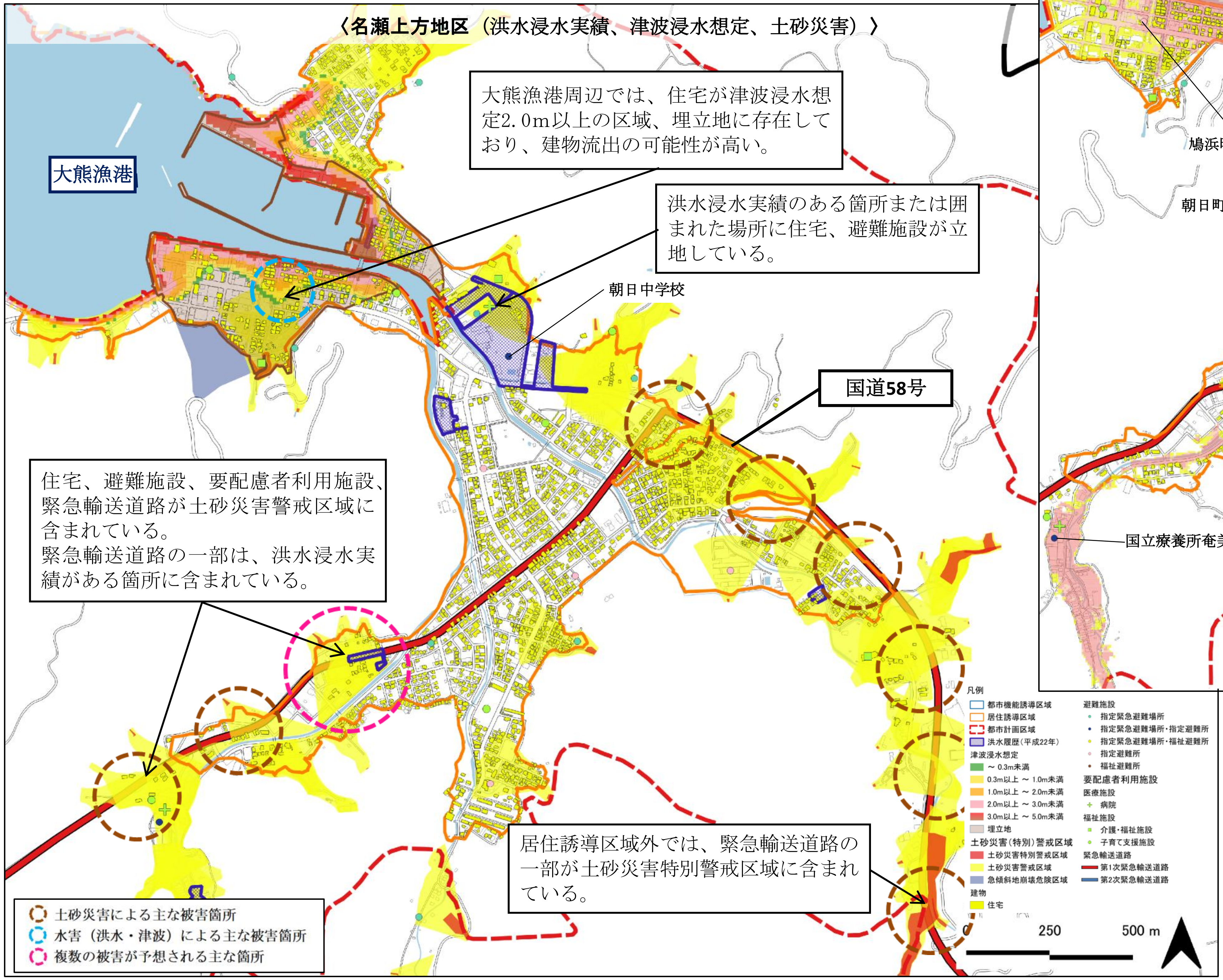

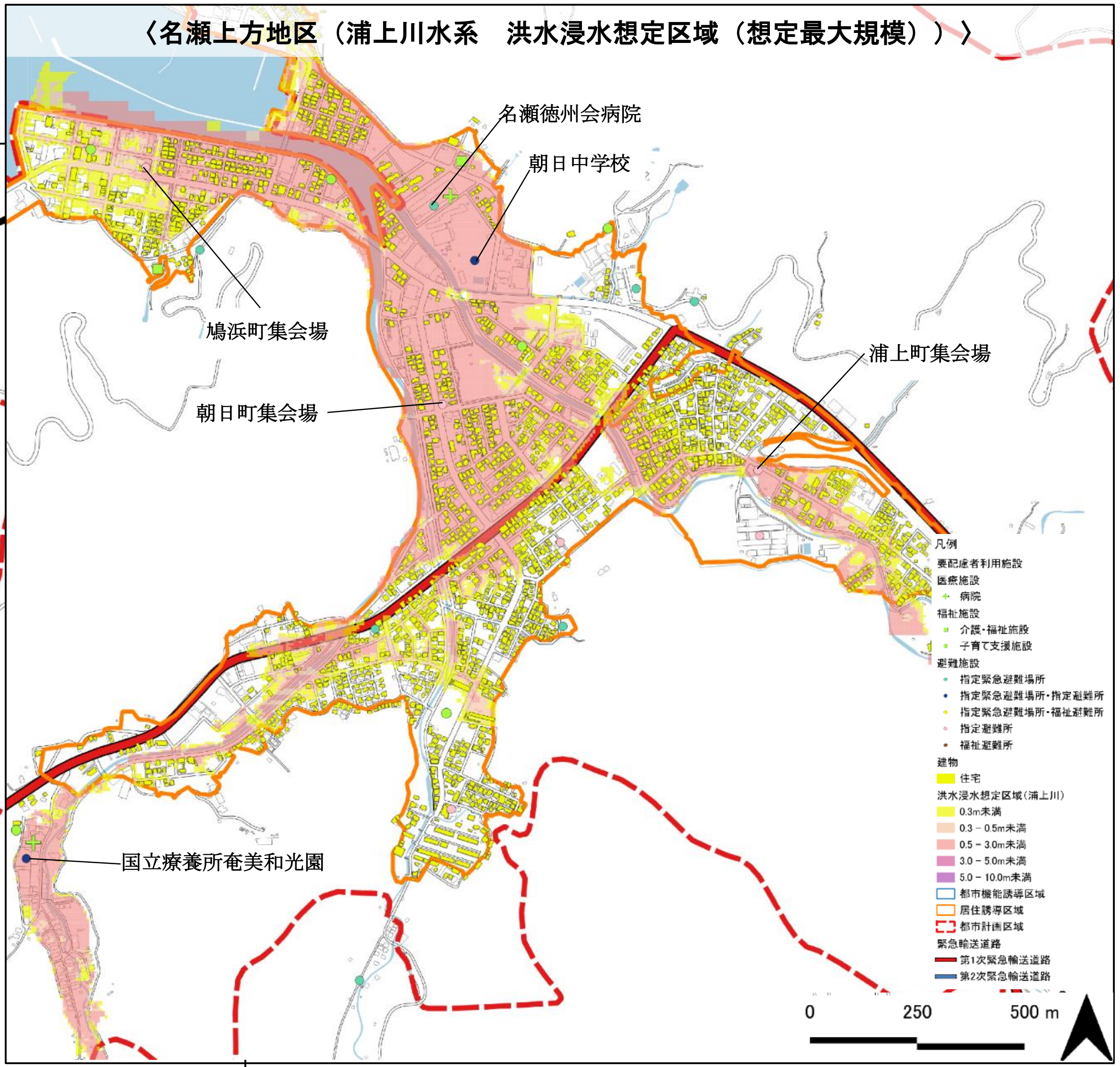

6．防災指針

災害リスク地区別分析結果（名瀬下方地区）

- 居住誘導区域外を含めると他地区に比べて津波、土砂災害のリスクが高い箇所に住宅が立地している。
- 中流域の大部分が0.5m以上の洪水浸水想定区域に含まれている。

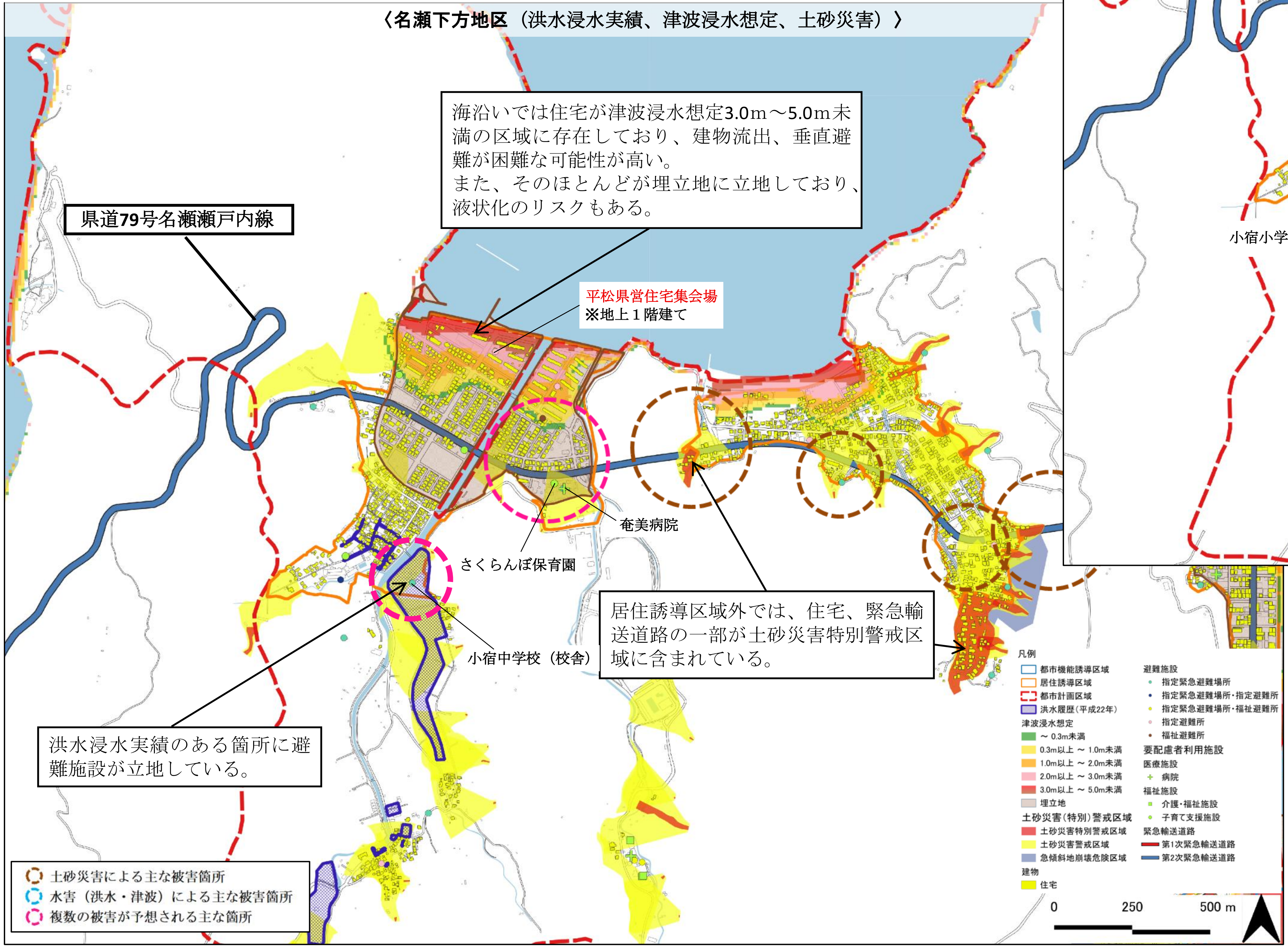

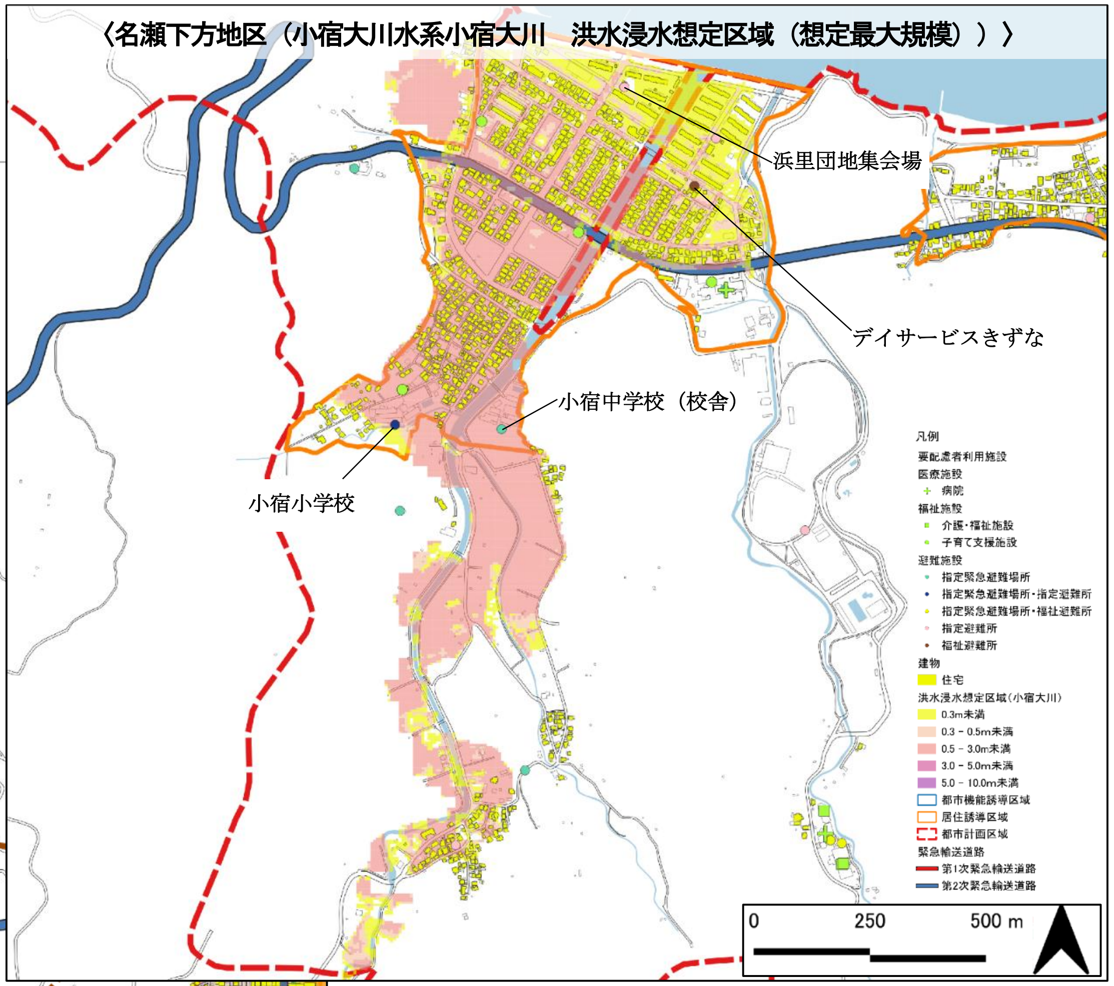

6．防災指針

防災・減災まちづくりに向けた課題

1）居住誘導区域の変更について

〈居住誘導区域の現状と取組〉

- 「レッドゾーン」は除外されている
  （急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域等）
- 「イエローゾーン」が区域内の広範囲に分布している
  （土砂災害警戒区域や津波浸水想定区域等）
- 市街地となる平地が限られており、誘導区域からの除外は困難
- 災害リスクの高い地域を「減災促進区域」（独自区域）として設定
- 災害リスクを「回避」・「低減」するため、防災・減災対策を防災指針に定め実施する

居住誘導区域の変更は行わない

2）災害種別ごとの災害リスク

災害種別	災害リスク	課題
洪水	①洪水浸水想定区域内や洪水浸水実績がある箇所に住宅、避難施設、要配慮者利用施設が立地している。 ②洪水浸水実績がある箇所に囲まれた場所に住宅、避難施設、要配慮者利用施設が立地している。 ③緊急輸送道路の一部は、洪水浸水実績がある箇所に含まれている。	・建物の洪水浸水 ・内水氾濫 ・緊急輸送道路の寸断
津波	④海沿いの住宅や緊急輸送道路のほとんどが埋立地に立地しており、津波浸水想定区域にも含まれている。 ⑤防災拠点（名瀬第二地方合同庁舎）、避難施設、要配慮者利用施設、住宅が津波浸水想定区域にも含まれている。	・建物の津波浸水 ・建物の流出 ・緊急輸送道路の寸断
土砂災害	⑥住宅、避難施設、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に含まれている。 ⑦市役所に繋がる緊急輸送道路が土砂災害警戒区域に含まれており、災害時の役場への移動リスクが高い。 ⑧土砂災害による既存道路の寸断によって孤立する恐れがある地域がある。 ⑨土砂災害警戒区域・埋立地に人口が多い地域がある。 ⑩居住誘導区域外では、住宅、緊急輸送道路の一部が土砂災害特別警戒区域に含まれている。 ⑪居住誘導区域外に位置し、土砂災害による道路寸断で孤立するおそれのある地域に、人口が多い。	・建物の倒壊 ・既存道路寸断による集落の孤立 ・孤立集落発生時の水・食料等の供給 ・緊急輸送道路の寸断 （災害時の物資供給の困難化） ・避難施設への移動困難化
全災害リスク共通		・避難所・建物等の安全性確保 ※減災促進区域を含む ・上記ハード対策の共通課題に加えて、全ての災害リスクに共通するソフト面での対策強化

取組方針と具体的な取組

災害種別	取組方針 ●：ハード対策　○：ソフト対策 【回避】：災害リスクの回避【低減】：災害リスクの低減
洪水	1）洪水浸水の発生抑制【低減】
	●治水対策の推進
	2）洪水被害の低減【低減】
	○河川等重要水防箇所等危険予想区域の把握、周知　○重要水防箇所等の巡視等
津波	1）津波浸水の発生抑制【低減】
	2）津波被害の低減【低減】
	○津波避難計画等の住民周知　○垂直避難への協力体制確立
土砂災害	1）災害リスクの低い地域への居住誘導【回避】
	○居住誘導区域への住宅移転の促進　○居住誘導区域外での開発行為に関する勧告
	2）土砂災害の発生抑制【低減】
	●治山事業の促進
	3）土砂災害被害の低減【低減】
	●土地区画整理事業の推進　●孤立集落対策の推進
共通	1）避難所・建物等の機能向上【低減】
	●おがみ山バイパスの整備　●避難場所等の確保　●木造住宅の耐震化
	2）地域防災力の向上【低減】
	●減災促進区域の建築におけるリスク周知　●地域コミュニティの強化 ○自主防災組織の育成　○防災ボランティアの育成
	3）自助、共助、公助の連携の強化【低減】
	○ハザードマップの情報提供・周知　○防災知識の普及啓発　○防災訓練の実施
	4）災害時要配慮者への支援の充実【低減】
	○要配慮者の安全確保
	5）行政における体制の充実【低減】
	○道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成

評価指標

- 防災･減災に関する計画指標及び目標値を新たに設定する。
- 評価指標が関連計画においても指標となっている場合は、目標値の整合を図る。

	評価指標	現状値	目標値	備考
①「防災訓練の実施」	防災訓練への参加者数	1,171 人 (2025 年度)	1,525 人 (2040 年度)	過去３年間の平均参加者数を基準に設定
②「木造住宅の耐震化」	住宅の耐震化率	81.0 (2023 年度)	90.0 (2040 年度)	地域強靭化計画より指標・現状値・目標値を記載